

マイナ保険証の利用促進について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療DXの基盤となるマイナ保険証

電子処方箋

処方・調剤情報をリアルタイムで共有
→ 併用禁忌・重複投薬を回避

電子処方箋管理サービス



電子カルテ

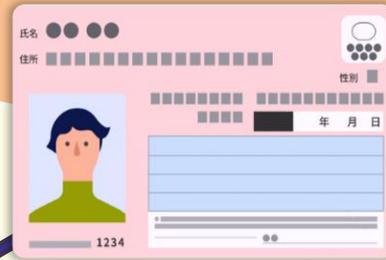
- 医療機関間での文書のオンライン送信、診療に必要なカルテ情報の共有
- マイナポータルでの自己情報閲覧 (PHR)

電子カルテ情報共有サービス (仮称)



確実な本人確認により
なりすましを防止

オンライン資格確認等システム



レセプト返戻の減少

高額療養費の自己負担
限度額を超える分の
支払を免除

マイナ保険証

→将来的には、スマート
フォン1台で受診可能に

患者本人の健康・医療
データに基づくより良
い医療の実現

診察券・公費負担医療の
受給者証とマイナンバー
カードの一体化



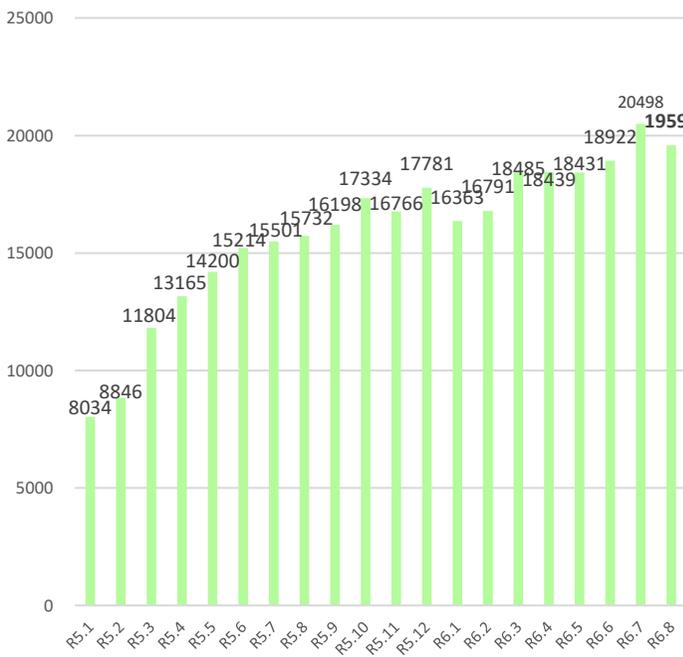
救急医療における
患者の健康・医療データ
の活用



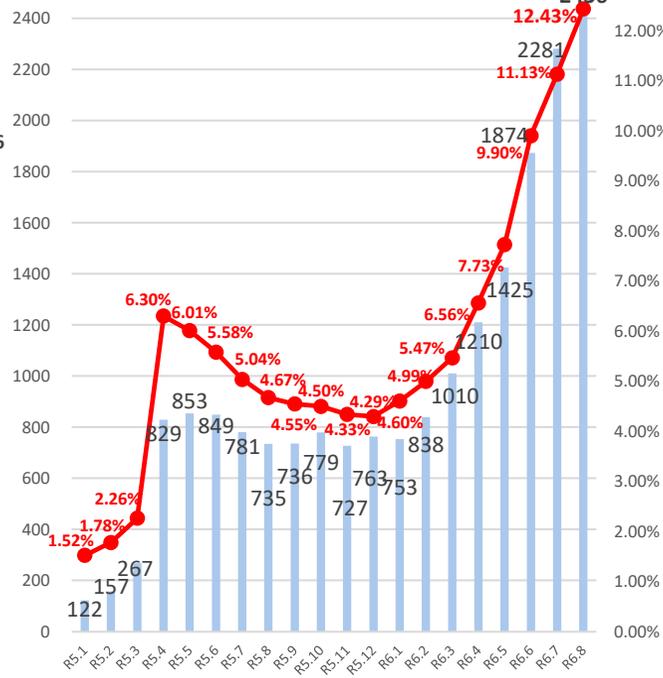
オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

■ オンライン資格確認の利用件数 (万件)

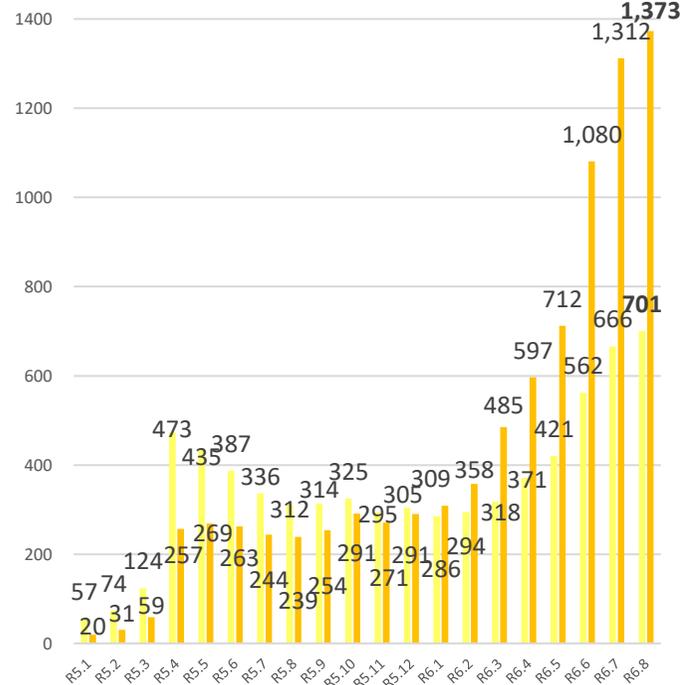


■ マイナ保険証の利用件数 (万件)



■ 薬剤情報閲覧の利用件数 (万件)

■ 診療情報閲覧の利用件数 (万件)



【8月分実績の内訳】

※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件 (令和5年6月)

	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	13,701,606	2,816,439	10,885,167
医科診療所	78,833,547	8,202,270	70,631,277
歯科診療所	13,324,617	2,301,716	11,022,901
薬局	90,097,187	11,042,415	79,054,772
総計	195,956,957	24,362,840	171,594,117

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	712,061	470,808	1,197,471
医科診療所	2,450,217	3,162,214	6,557,711
歯科診療所	529,250	492,066	469,164
薬局	3,371,033	2,883,832	5,502,347
総計	7,062,561	7,008,920	13,726,693

まずはマイナンバーカードの利用を促進させる効果がある施策のうち、特に重要な3つの施策（星印★）から始めてみましょう

※ 医療DX推進体制整備加算の基準や点数については9ページを参照してください

窓口でのお声かけ

- 1 「マイナンバーカードをご利用ください」と案内時にお声かけしましょう ★
- 2 マイナンバーカード持参していない方に、持ち歩きの安全性について説明し、次回利用をうながす ★
- 3 利用を迷われた方に、マイナンバーカードを利用するメリットと情報共有の安全性について説明する

院内や薬局での案内

- 4 受付のわかりやすいところに顔認証付きカードリーダーと案内ポスターを設置する ★
- 5 入り口の扉等、目に入る位置にマイナンバーカードでの受付を告知するポスターを掲示する
- 6 受付や会計場所に、メリットを訴求したり、不安を解消するポスターや配布用資料を設置したりする

事前のリマインド

- 7 受診時等の持ち物欄や予約画面に「マイナンバーカードをお持ちください」とわかりやすく記載する
- 8 予約電話時に「マイナンバーカードをお持ちください」と積極的に案内する

マイナ保険証利用促進のための周知広報物①

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための周知広報物(ポスター・チラシ・動画)をダウンロードいただけます。ぜひ施設内での周知にご活用ください。

周知広報素材	概要	イメージ	ダウンロードURL	QRコード
施設内設計とお声かけ方法について	院内動線設計や患者へのお声かけについてまとめたガイドブックです。		https://www.mhlw.go.jp/content/1020000/0/001301964.pdf	
施設入口用ポスター	医療機関・薬局の入り口に掲示いただくことを想定したポスターです。		https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/0/001301997.pdf	
マイナバーカードでの受付場所を示すPOP	顔認証付きカードリーダーの設置個所に掲示いただくことを想定したPOPです。全10種のデザインがあります。		https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/0/001272993.pdf	
施設内掲示用リーフレット	患者配布用のリーフレットです。次回持参を促すものと、安全性の説明をしたものの2パターンございます。		https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/0/001302013.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/0/001302015.pdf	 

マイナ保険証利用促進のための周知広報物②

周知広報素材	概要	イメージ	ダウンロードURL	QRコード
よくある質問 (マイナ保険証について)	患者から多く問い合わせのある質問に関する想定問答集です		https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/0/001231560.pdf	
顔認証付きカードリーダーの簡単チェックシート(統合版)	顔認証付きカードリーダーが正常に動作しない等の不具合が発生した際の対応チェックリストです		https://iryohokenjyo.ho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=472ce33fc3234a5035552f25990131c0	

上記周知広報物以外にも、マイナ保険証利用促進にご活用いただける資材が多数ございます。[こちら](#)からご確認ください。



厚生労働省のWebサイト内、「オンライン資格確認の導入について(医療機関・薬局、システムベンダ向け)」からもご確認いただけます。



マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

医療機関・薬局における顔認証付カードリーダー増設の支援

マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援

○補助内容

2023(R5)年10月から2024(R6)年11月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が500件以上の機関については、顔認証付きカードリーダー1台の増設に要した費用の一部を補助する。

なお、病院については、以下の条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台まで、増設に要した費用の一部を補助する。

機 関	利用件数	500～999件	1,000～1,499件	1,500～1,999件 ※1台運用機関1,500件以上	2,000～2,499件 ※2台運用機関2,000件以上	2,500件以上
1台の無償提供を受けた施設		1台	2台	3台	－	－
2台の無償提供を受けた施設		－	1台	2台	3台	－
3台の無償提供を受けた施設		－	－	1台	2台	3台

○補助対象・補助率

顔認証付きカードリーダー・資格確認端末の購入費用・工事費に対して1／2補助。

〔補助上限額〕

病院	1台	2台	3台
	275,000	450,000	625,000

診療所 薬局	1台
	275,000

補助金の申請期限は来年1月15日ですが、カードリーダーの生産には注文から2～3か月ほどかかるため、12月に向けて、今のうちからの増設のご検討をいただくことが重要です。

医療DX推進体制整備加算の見直し

令和6年6月～9月

医療DX推進体制整備加算	8点
医療DX推進体制整備加算（歯科）	6点
医療DX推進体制整備加算（調剤）	4点

※初診時に所定点数を加算

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）
～中略～

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること。（令和6年10月1日から適用）

令和6年10月～

医療DX推進体制整備加算1	11点
医療DX推進体制整備加算1（歯科）	9点
医療DX推進体制整備加算1（調剤）	7点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**十分な実績**を有していること。

（新）マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

医療DX推進体制整備加算2	10点
医療DX推進体制整備加算2（歯科）	8点
医療DX推進体制整備加算2（調剤）	6点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**必要な実績**を有していること。

（新）マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。

医療DX推進体制整備加算3	8点
医療DX推進体制整備加算3（歯科）	6点
医療DX推進体制整備加算3（調剤）	4点

[施設基準（医科医療機関）]（要旨）

（6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、**実績**を有していること。

マイナ保険証利用率（注）利用率は通知で規定		
利用率実績	令和6年7・8月～	令和6年10・11月～
適用時期	令和6年10月～	
	令和6年10月～	令和7年1月～
加算1	15%	30%
加算2	10%	20%
加算3	5%	10%

※ 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。

※ 令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年末を目途に検討、設定。

保険医療機関・保険薬局のみなさまへ

医療費助成の受給者証及び 診察券のマイナンバーカードへの 一体化に関する補助金の申請受付を開始します

医療費助成の受給者証及び診察券の
マイナンバーカードとの一体化には多くのメリットがあります

受給者証

①医療保険の資格情報と一緒に
医療費助成の受給者証情報も取り込み！



資格確認
結果

医療費
助成情報

・公費負担者番号
・自己負担上限
...etc

マイナンバーカードでの受付時、患者が利用を選択すると
医事職員がオンライン資格確認経由で医療費助成情報を確認可能になります。

診察券

②マイナ診察券で受付ができる！
(マイナンバーカード)



新規

顔認証付きCR利用者リスト

既存

患者受付登録一覧

自動または手動で連携

改修で新規にできる顔認証付きCR利用者リストから、患者氏名や生年月日、
患者番号等の情報を既存の患者受付登録一覧に連携が可能になります。

自治体



医療費助成情報をオンライン
で医療機関等と連携

医療機関・薬局



データ連携により、医療事務
コストが削減できる！

患者



マイナンバーカード1枚で受診可能に！

申請手続きに係る共通事項のご案内

①受給者証と②診察券利用に伴う改修は別々の機会に実施することも可能ですが、
その場合でも、**申請は一括**で行っていただくようお願いします。(複数回の申請は認めておりません)

申請期間

2025(令和7)年1月15日まで

※ 2023(令和5)年11月11日以降

2024(令和6)年12月31日までに実施した改修が対象となります

申請方法

改修完了後に医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい

必要書類

申請に必要な書類は以下3点です

① **領収書**

② **領収書内訳書**

③ **システム改修に係るチェックシート (バンダーに記入してもらってください)**

※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください



補助金の申請手続きは以下から行なえます



補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ogs_csm_top#gyomu0-2



当事業の詳細については、医療機関等向け総合ポータルサイト等で改めてお知らせする予定です。

■お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター（通話無料）

0800-080-4583

月曜日～金曜日：8:00～18:00（祝日除く）

土曜日：8:00～16:00（祝日除く）

■医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index



電子処方箋導入費用の補助

[リンクはこちら](#)

- ① 電子処方箋導入費用の高い導入率を令和6年度も維持
- ② 令和5年12月に実装した追加機能（※）の導入も補助
- ③ 都道府県による導入費用の助成

により電子処方箋の導入費用の負担を軽減

※リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索、調剤結果ID検索（薬局のみ）

申請先：社会保険診療報酬支払基金

	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
電子処方箋導入	162.2万円(上限) ※ 事業額の486.6万円を上限に、その1/3を補助	108.6万円(上限) ※ 事業額の325.9万円を上限に、その1/3を補助	19.4万円(上限) ※ 事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助	9.7万円(上限) ※ 事業額の38.7万円を上限に、その1/4を補助	19.4万円(上限) ※ 事業額の38.7万円を上限に、その1/2を補助
追加機能導入 (電子処方箋導入済みの施設)	45.2万円(上限) ※ 事業額の135.6万円を上限に、その1/3を補助	33.3万円(上限) ※ 事業額の100万円を上限に、その1/3を補助	12.3万円(上限) ※ 事業額の24.5万円を上限に、その1/2を補助	6.4万円(上限) ※ 事業額の25.6万円を上限に、その1/4を補助	12.8万円(上限) ※ 事業額の25.6万円を上限に、その1/2を補助
電子処方箋と追加機能 同時導入	200.7万円(上限) ※ 事業額の602.2万円を上限に、その1/3を補助	135.3万円(上限) ※ 事業額の405.9万円を上限に、その1/3を補助	27.1万円(上限) ※ 事業額の54.2万円を上限に、その1/2を補助	13.8万円(上限) ※ 事業額の55.3万円を上限に、その1/4を補助	27.7万円(上限) ※ 事業額の55.3万円を上限に、その1/2を補助

申請先：各都道府県

都道府県による助成 (医療提供体制推進事業費補助金)	第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及拡大に向けて、 環境整備として都道府県が導入費用を助成
-------------------------------	--

「社会保険診療報酬支払基金からの補助金」と「都道府県からの助成金」を併せて受給することが可能。

導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で **病院:1/2、診療所・薬局（大型除く）:3/4、大型チェーン薬局:1/2**

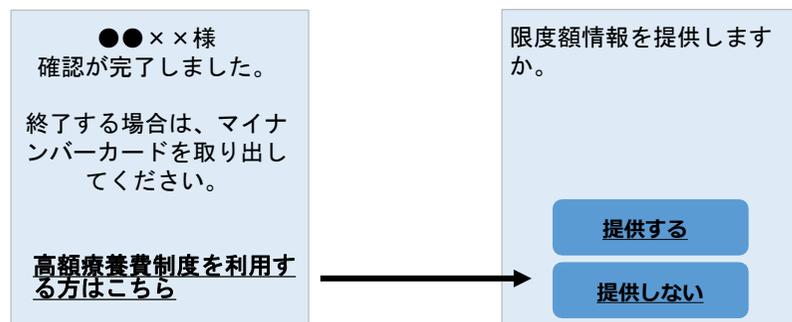
以下の都府県のHPをご確認ください。他の道府県でも、今後の実施を検討中です。

青森県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、愛知県、三重県、大阪府、広島県、山口県、福岡県、熊本県 ※太字の都道府県は、8月2日（金）時点でHPで案内を開始しています。

顔認証付きカードリーダーの同意画面の改善

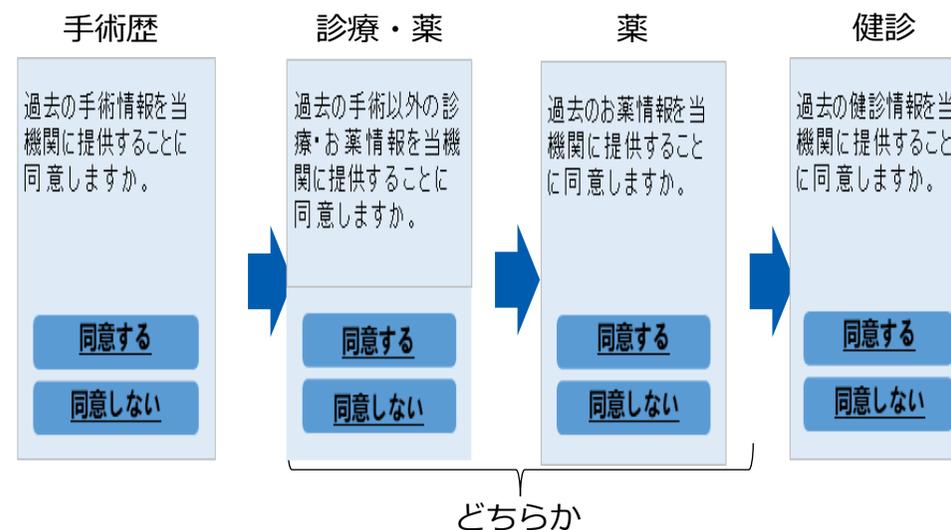
限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略と、医療情報等の包括同意について、本年10月7日よりリリース開始。

1. 限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略

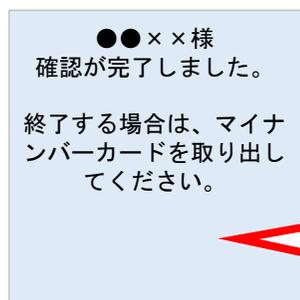


現行

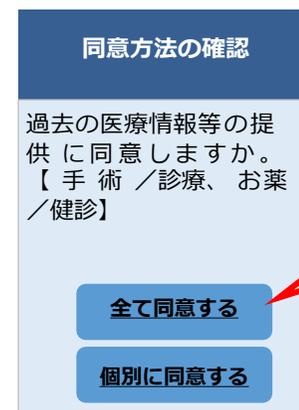
2. 薬剤情報等の提供同意の包括同意



見直し後



表示を省略し、
同意不要に



3画面分の同意を
この1画面で
まとめて取得可能に

※個別同意時には現行の画面遷移

医療機関等におけるマイナ保険証の利用時に生じる主な事象・課題への対応

主な事象・課題

解決に向けた対応

健康保険証は有効なのにマイナ保険証で「無効」と表示される

保険資格の確認ができず10割負担での請求を行う

顔認証付きカードリーダーが起動しない

顔認証付きカードリーダーで顔認証ができない

電子証明書の有効期限が切れるとマイナ保険証として使えなくなる

- 転職や転居等により資格変更があった際に新しい資格情報が迅速に登録されるよう、昨年6月に省令改正を行い、資格取得の届出から5日以内（資格変更から10日以内）にシステム登録を求めているが、更に保険者に対し、迅速化を図るために改善計画の策定を求め、フォローアップ調査を実施。
- オン資未登録のままマイナ保険証を使ってしまう事態を回避するために、①データ登録までの期間の周知、②登録が終わったことを通知する仕組みを導入。（13ページ参照）
- カードリーダーの起動時の不具合は、顔認証付きカードリーダーやPC（資格確認端末）の日々のシャットダウン、スケジューラー機能の利用により、定期的に電源のオン・オフ（シャットダウン・再起動）を行うことで解消。
- 顔認証時の読み取りエラーは、カードを袋にいれたまま置く、カメラに近づき過ぎる、逆光や外光の影響を受けることなどが主な原因であり、エラー時の対応について周知。（14ページ参照）
- 電子証明書の有効期間の3か月前からJ-LISより更新手続きのご案内が送付されるほか、有効期限満了日まで3か月以下の場合には顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示を行っている。
- 本年12月より、電子証明書の有効期間満了後3か月間は、引き続き資格確認を行えるよう対応。また、12月2日以降は、有効期限満了日から更新なく一定期間経過した場合には、資格確認書を職権交付。（15ページ参照）

マイナンバーカードでオンライン資格確認が行えない場合には、

- 「資格(無効)」画面に表示された喪失済みの資格や過去の受診歴から確認した資格情報で請求を行うか、
- 被保険者番号等が不詳でも本人に資格申立書を記載いただき「不詳レセプト」として請求を行い、マイナ保険証を持参した患者に対して、紙の保険証の提示がなくとも適切な自己負担割合（3割等）の支払を求めるよう周知。

（16ページ参照）

- 会計検査院「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」(令和6年5月15日)において、現状に即した医療保険給付関係情報のデータ登録が行われていない旨の指摘がなされているとともに、現在、医療機関等の現場において、マイナ保険証を利用した際や、健康保険証で受診しオンライン資格確認端末で資格確認を行った際に、新資格が登録されていないことで「資格無効」となっているとの意見がある。
- このような状況を踏まえ、マイナ保険証の一層の利用促進とマイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けて早期に状況が改善されるよう、保険者において以下について対策を行う。

1. 保険者におけるデータ登録の迅速化

保険者におけるデータ登録の迅速化のため、チェックリスト等を参考に事務フローの点検を行い、その結果に基づき改善計画を策定したうえで必要な取組を行うことを求める。

2. 受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行を進めるため、マイナ保険証により医療機関等を受診した際、データ登録が行われないうまま受診することがないように、保険者等から加入者に対し、

- ・ データ登録が完了しマイナ保険証が使えるようになるまでに要する期間の提示や、
- ・ データ登録が完了したことを資格情報のお知らせなどを利用して確実にお知らせするなどの対応を徹底するよう求める。

⇒ 早期に状況が改善されるよう、1.の改善計画の策定状況と2.の対応状況につき、
フォローアップ調査を実施

顔認証付きカードリーダーの簡単チェックシート（統合版）

顔認証付きカードリーダーなどが正常に動作しないときは、このチェックシートをご活用ください

✓ PCやカードリーダーの電源をずっと入れていませんか？

PCやカードリーダーの再起動または電源のオンオフを試してください。
※パナソニックコネク社のカードリーダーはPCを再起動すると連動して自動で再起動されます。
PCやカードリーダーは定期的なアップデートや熱くならないように、過熱防止が必要です！
再起動や電源のオンオフをいただくことで、PCやカードリーダーがアップデートされ、過熱防止にもなります！



✓ カードリーダーに直射日光など光が直接当たっていませんか？

カードリーダーに直接光が当たっていると顔認証が、うまくいかない場合があります。
光の当たらない場所にカードリーダーを移動してください。



✓ ケーブルが抜けていませんか？

ケーブルが抜けていたり、接続口にしっかりと接続されていないと「ネットワークエラー」となり、カードリーダー等が止まります。
PCとカードリーダーをつなぐケーブルが抜けていないか、確認してください！
ケーブルが抜けていない場合は、接触不良の可能性がありますので、ケーブルの抜き差しをお試しください！



✓ インターネット接続が切れていませんか？

PCのネットワーク設定がOFFになっていないか、確認してください。
Windowsの「スタート」ボタンから、「設定」を選択し、「ネットワークとインターネット」を選択していただくことでネットワークの接続状況をご確認いただけます！



✓ 他の機器で同じインターネットを使っていますか？

他のPCやスマート家電など他の機器で同じネットワークを使用すると「ネットワークエラー」となり、止まります。
PC専用のネットワーク回線としてください！



※別途、カードリーダーのメーカー各社に対応したチェックシートもポータルサイトに掲載中

マイナンバーカードの電子証明書の有効期間に関する対応

これまでの対応

- 有効期間満了日の3か月前から、本人の元に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、更新手順の案内の封書が送付されている。
- 有効期間満了日まで3か月以下となった場合には、医療機関・薬局での資格確認の際に、顔認証付きカードリーダーの画面上で、市区町村の窓口で更新手順を行うようアラートを出す機能を設けた。



今後の対応

- 本年12月より、電子証明書の有効期間満了日から3か月の間は、通常どおり暗証番号の入力や顔認証等により本人確認を行うことを前提として、手元にあるマイナンバーカードを活用してオンライン資格確認を行うことができるよう、必要なシステム改修を実施。
- 12月2日以降は、電子証明書の有効期間満了日から一定期間を過ぎても、なお更新手順が行われない場合には、本人からの申請によらず、医療保険者等から資格確認書を交付。

医療機関・薬局にマイナンバーカードを持参された方の 資格確認とレセプト請求（12月1日までの取扱い）

令和6年6月21日

第179回社会保障審議会
医療保険部会

資料1

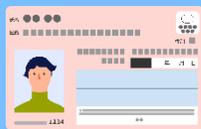
マイナンバーカードをカードリーダーにかざすようご案内ください

確認できた

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

問題なし

マイナ保険証



※追加で保険証の提示は
不要

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



※追加で保険証の
提示は不要

健康保険証

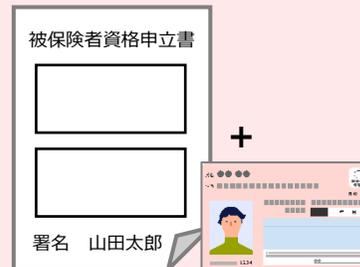


左のいずれも
確認できない場合

過去の受診で必要
情報を把握してい
れば、患者への
口頭確認

過去の受診からも確認できない場合

被保険者資格申立書



患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

（事後確認）

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、
レセプト請求をしてください

※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロードしておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください

- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
- ② オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
- ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

マイナンバーカードの安全性

なりすましはできません

✓ 顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。



万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、
24時間365日体制で停止可能
マイナンバー総合フリーダイヤル
(0120-95-0178)までご連絡を。
- アプリ毎に暗証番号を設定し、
一定回数間違ると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、
ICチップが壊れる仕組み



プライバシー性の高い個人情報は 入っていません

✓ ICチップ部分には、
税や年金などの
個人情報は記録されません。

オンラインでの利用には
電子証明書を使います
マイナンバーは使いません



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

✓ マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類など
での本人確認があるため、悪用
は困難です。

紐付け誤りが生じない仕組みを確保

国民の皆様安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、以下の取組を完了

① 登録済みデータの点検

- **全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了【令和5年11月】**
確認が必要な約139万件について閲覧停止をしたうえで、保険者等による**確認作業を終了**
【～令和6年4月】

② 新規の誤り事案の発生を防止

- 今後の新規加入者の登録時に、**全てのデータについて住民基本台帳情報とのシステムによる突合**を実施
【令和6年5月7日～】

※ 資格取得届における個人番号等の記載義務を法令上明確化。やむを得ず保険者が住民基本台帳情報を取得して加入者の個人番号を取得する場合には、必ず4情報（漢字カナ氏名、生年月日、性別、住所）により照会を行うこと明確化【令和5年6月～】

医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線で 資格確認を行う場合の居宅同意取得型の活用について



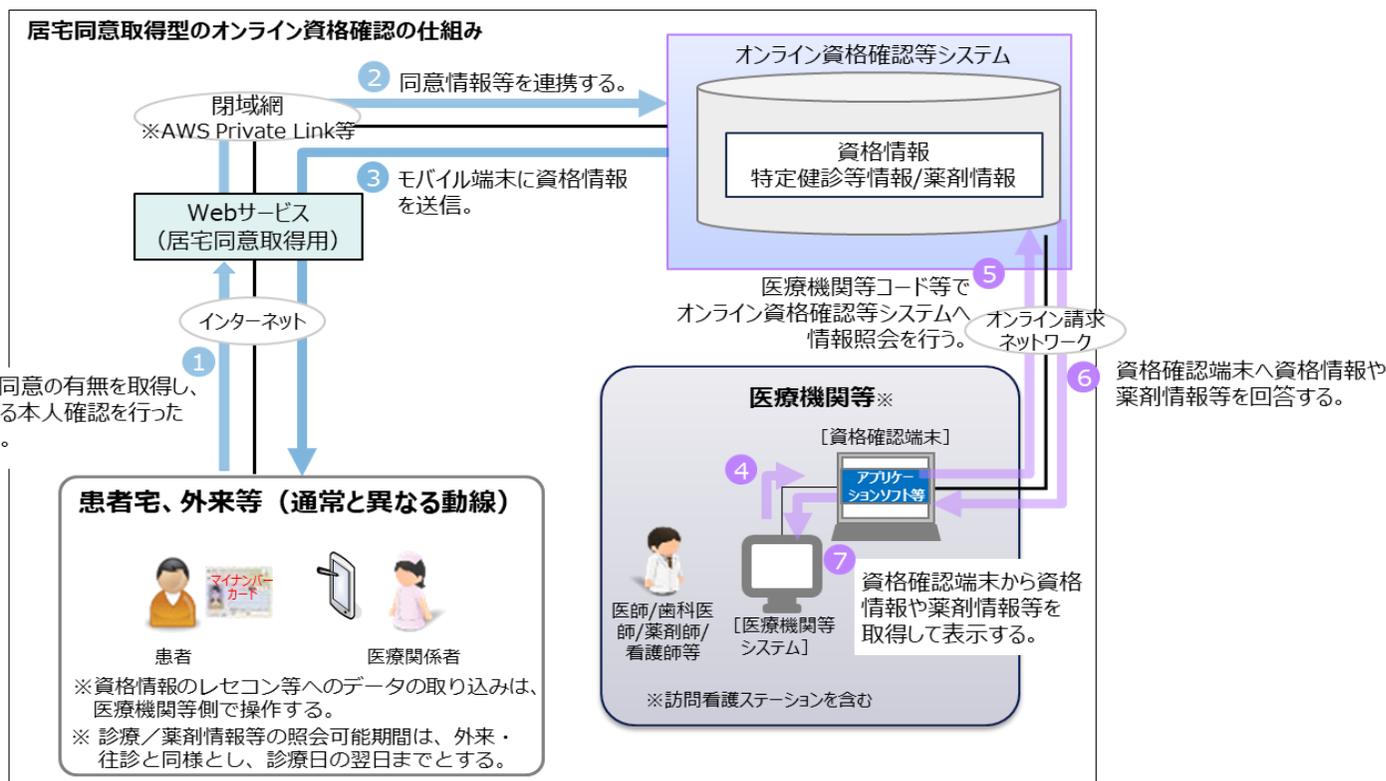
医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線で 資格確認を行う場合の居宅同意取得型の活用について

令和6年9月30日

第183回社会保障審議会
医療保険部会

資料2

- 訪問診療等の場合、在宅の患者のマイナンバーカードを医療機関の端末で読み取って資格確認を行う、オンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用している。
- 通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う必要がある場合には、この居宅同意取得型を活用してオンライン資格確認を行うことが可能。訪問診療等と同様に、医療機関等の端末を活用するほか、オンライン診療での受診の際には患者本人の端末で同意登録・本人認証を行っていることも踏まえ、患者の端末も活用可能とする。
患者の端末を活用する場合には、オンライン診療と同様、窓口で本人確認を行うこととした上で、自宅や医療機関の駐車場等、遠隔で活用することも可能とする。主な利用用途としては以下の場合が考えられる。
 - ・ 発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で受付や診療を行う場合
 - ・ 緊急入院により受付窓口で資格確認を行わずに入院した場合の資格確認や、長期入院時に毎月の資格確認を病室において実施する場合
 - ・ 車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式の運用を行っている場合 など



医療機関等の通常の受付窓口とは異なる動線における 居宅同意取得型の活用イメージ

令和6年9月30日

第183回社会保障審議会
医療保険部会

資料2

マイナ在宅受付Webへ
アクセス

薬剤情報等の提供に
関する同意取得

本人認証

登録完了

本人確認

資格情報等を取得

(医療機関等の端末)

- ① 医療機関等のモバイル端末等を利用して、「マイナ在宅受付Web」へアクセス



(医療機関等・患者端末共通)

- ② 診療/薬剤情報・特定健診情報等の提供について、患者同意の有無を選択
- ③ 4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをかざす
- ④ 同意登録が完了



(患者の端末)

- ① 来院時、もしくは事前に連携されたURLや二次元コードを読み取り、患者のモバイル端末等から「マイナ在宅受付Web」へアクセス



患者

※ URLまたは二次元コードの連携方法としては以下を想定

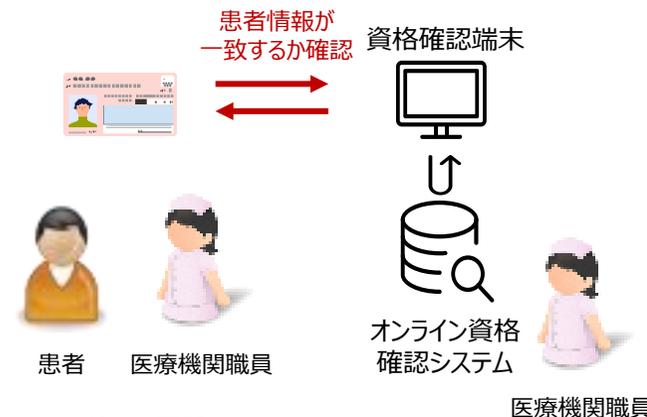
- ・二次元コードを紙に印字して配布
- ・医療機関等のHP上にURLや二次元コードを記載
- ・予約システム等にURLを記載

(患者の端末の場合のみ)

- ⑤ 顔写真付き身分証で本人確認を行う

(医療機関等・患者端末共通)

- ⑥ オンライン資格確認等システムから資格情報等を取得する



- ※ 自宅等の遠隔で同意登録・本人認証を行った場合は、原則本人確認が必要
- ※ 再診等で本人であることが自明の場合は除く

通常の受付窓口とは異なる動線で資格確認を行う医療機関・薬局に対する財政支援 (社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① 通常とは異なる動線でマイナンバーカードの読取や資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (通常とは異なる動線で資格確認を行う 医療機関・薬局)
病院	1 / 2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1 / 2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・薬局	3 / 4	12.8万円 事業額上限17.1万円

※ 事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円（病院） / 13万円（診療所・薬局）

※ 上記の事業内容及び補助内容については、居宅同意取得型の導入に当たって既に補助の対象としている訪問診療等と同様。

通常受付窓口とは異なる動線における居宅同意取得型の活用に関する今後のスケジュール

	令和6年度 (2024年度)							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
マイルストーン								
通常とは異なる動線で 資格確認を行う 医療機関・薬局		準備作業 (モバイル端末、レセ コン改修等の準備)	ポータルサイト公開 (補助金申請) ★	保険証新規発行終了 (12/2) ★	オンライン資格確認開始			補助金申請済 (1/15) ★

経過措置対象医療機関におけるオンライン資格確認の導入

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

経過措置対象医療機関におけるオンライン資格確認 (資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み)の導入

令和6年9月30日

第183回社会保障審議会
医療保険部会

資料2

オンライン資格確認の導入義務化の経過措置

- 保険医療機関・薬局については、令和5年4月より、オンライン資格確認の導入が原則義務化されたところであるが、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、法令上、以下の期限付きの経過措置を設けている。

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、保険薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和5年9月末まで）
(2) オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、保険薬局（ネットワーク環境事情）	オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	令和6年12月1日まで
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関、保険薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、保険薬局	廃止・休止まで （遅くとも令和6年12月1日まで）
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・保険薬局	特に困難な事情が解消されるまで

- 令和6年12月2日以降、経過措置対象の保険医療機関・薬局において、マイナンバーカードを持参した患者の資格確認ができない事態を防ぐため、経過措置が適用されている間の時限的な措置として、義務化対象外施設と同様に、簡素な資格確認の仕組みである「**オンライン資格確認（資格確認限定型）**」の導入を任意で可能としてはどうか。
- 導入対象とするのは、12月2日時点でオンライン資格確認を導入できない可能性のある上述の**経過措置(2)・(4)・(6)**が適用されている**保険医療機関・薬局**としてはどうか。

経過措置対象医療機関におけるオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入に対する財政支援（社会保障・税番号制度システム整備費等補助金）

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末の機器）の導入を支援する。

※ タブレット・スマホ等のモバイル端末では、汎用カードリーダーがなくても、マイナンバーカードの読み取りが可能

2. 補助内容

- 基準とする事業額 4.1万円を上限に、3/4を補助

費用補助となるため、ポータルサイトにアカウントを登録し、申請が必要。

※ 上記の事業内容及び補助内容については、資格確認限定型の導入に当たって既に補助の対象としている義務化対象外施設等と同様。

経過措置対象医療機関等におけるオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入に関する今後のスケジュール

	令和6年度 (2024年度)							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
マイルストーン								
経過措置対象 医療機関等			保険証新規発行終了 (12/2) ★					
			準備作業 (モバイル端末、汎用カードリーダーの準備)	オンライン資格確認開始				
			接続・運用テスト (端末の設定、運用テスト等)					
		ポータルサイト公開 (利用申請・補助金申請) ★			補助金申請済 (1/15) ★			